

## 住まい再建の『三本柱』について

### 1 目 的

応急仮設住宅等に入居される世帯で、住まいの再建に「やむを得ない理由」がある場合には、最長 1 年間の供与期間の延長が認められるものの、延長を行ってもなお、様々な要因等により、再建が困難な世帯が生じることが想定される。このため、全ての世帯が、供与期間内に住まいを再建できるよう、住まいの再建の「3 本の柱」を掲げ、重点的な支援を進めるもの。

### 2 目標及び対象

平成 30 年度末までに、応急仮設住宅等に入居する全世帯の、住まい再建の目途をつける。

【参考】応急仮設住宅等入居世帯（約 9,500 世帯）のうち、住まいの再建にあたり、「やむを得ない理由」があるとして、延長を希望されている世帯は約 6 割

### 3 『三本柱』の内容

#### （1）伴走型住まい確保支援

- ・ 専門的知識・ネットワークを活かした物件の案内
- ・ 個別ニーズに即した対応、入居手続等支援等

⇒ 専門相談員による、専門的知識・ネットワークを活かした各世帯の希望、ニーズに寄り添った、民間賃貸物件のマッチング、入居手続き支援等

#### （2）公営住宅の提供

- ・ 低所得者・高齢者・障がい者等への住宅セーフティネットとしての活用
- ・ 民賃住宅との機能補完

⇒ 入居希望世帯に対する公営住宅（災害公営住宅、既存市営・県営住宅）の入居マッチングによる支援等

#### （3）福祉的支援

- ・ 生活困窮者支援（生活相談、自立支援等）、生活保護申請、施設入所等
- ・ 転居費、入居費用助成、生活再建支援金等

⇒ 各種福祉的施策や各種助成金制度を活用した支援等

復興総室

担当：原口 誠二・宮崎 由之

電話：328-2971、328-2973